

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表（第一条関係）

新			旧		
別表第六（第二十三条の九関係）			別表第六（第二十三条の九関係）		
事務	手数料の名称	金額	事務	手数料の名称	金額
一〜九 略			一〜九 略		
十 法第五十三条第四項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	十六万円	十 法第五十三条第四項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	十六万円
十一 法第五十三条第五項第三号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万三千元	十一 法第五十三条第五項第三号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	三万三千元
十二〜十九 略			十二〜十九 略		
二十 法第五十九条第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	十六万円	二十 法第五十九条第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	十六万円
二十一 略			二十一 略		
二十二 法第五十九条の二第二項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの	十六万円	二十二 法第五十九条の二第二項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの	十六万円

審査	特例許可申請手数料	
二十三 法第六十条の三第一項 ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円
二十四～二十七 略		
二十八 法第六十八条の三第一項の規定に基づく建築物の容積率、同条第二項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
二十九～三十四 略		
三十五 法第六十八条の五の六の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請手数料	二万七千円
三十六～四十四 略		
四十五 法第八十六条の六第二項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建	二万七千円

審査	特例許可申請手数料	
二十三～二十六 略		
二十七 法第六十八条の三第一項の規定に基づく建築物の容積率、同条第二項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	二万七千円
二十八～三十三 略		
三十四 法第六十八条の五の六の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	二万七千円
三十五～四十三 略		
四十四 法第八十六条の六第二項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建	二万七千円

距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
四十六～四十八 略		
四十九 条例第二十一条の五第四項第二号の規定に基づく都市計画区域外における建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	都市計画区域外における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	三万三千元
五十 略		
五十一 条例第二十一条の七第一項の規定に基づく都市計画区域外における公益上必要な建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建蔽率又は高さの特例許可申請手数料	十六万円

距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
四十五～四十七 略		
四十八 条例第二十一条の五第四項第二号の規定に基づく都市計画区域外における建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	都市計画区域外における建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	三万三千元
四十九 略		
五十 条例第二十一条の七第一項の規定に基づく都市計画区域外における公益上必要な建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査	都市計画区域外における公益上必要な建築物に係る建築物の容積率、建ぺい率又は高さの特例許可申請手数料	十六万円

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表（第二十一条関係） 【本則】

新	旧
<p>(居室を三階以上の階に設ける場合)</p> <p>第三条 主要構造部が木造である建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物）を除く。</p> <p>）の三階以上の階に居室を設ける場合においては、最上階以外の階の壁及び天井を準不燃材料で仕上げ、かつ、二以上の階段を設ける等避難上有効な施設を設置しなければならない。ただし、階数が三の建築物で令第三百三十六条の二に規定する技術的基準に適合する場合又は建築物の構造により防火上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(居室を三階以上の階に設ける場合)</p> <p>第三条 主要構造部が木造である建築物（耐火建築物及び準耐火建築物）を除く。</p> <p>）の三階以上の階に居室を設ける場合においては、最上階以外の階の壁及び天井を準不燃材料で仕上げ、かつ、二以上の階段を設ける等避難上有効な施設を設置しなければならない。ただし、階数が三の建築物で令第三百三十六条の二に規定する技術的基準に適合する場合又は建築物の構造により防火上支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>(学校の教室等の出入口)</p> <p>第九条 学校の用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）は、教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する居室で床面積が三十平方メートルを超えるものを設ける場合においては、当該教室又は居室に避難上有効な二以上又は幅員一・五メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>	<p>(木造校舎の教室等の出入口)</p> <p>第九条 主要構造部が木造（準耐火構造を除く。）である学校の教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する居室で床面積が三十平方メートルを超えるものは、避難上有効な二以上又は幅員一・五メートル以上の出入口を設けなければならない。</p>
<p>(前面及び側面の空地)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）で避難上支障がないと認められるときは、第一項の規定にかかわらず、次</p>	<p>(前面及び側面の空地)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 耐火建築物で避難上支障がないと認められるときは、第一項の規定にかかわらず、次</p>

の各号によることができる。

一・二 略

5 略

(出入口及び非常口)

第十二条 興業場等の外側に設ける出入口（非常口を含む。）は、次の各号によらなければならない。

一 略

二 出入口の幅員の合計は、客席の床面積十平方メートルにつき、耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物（特定避難時間が一時間未満であるものを除く。）としたときは十七センチメートル以上、その他の建築物としたときは二十センチメートル以上とすること。

三〜五 略

2 略

(マーケットの構造に関する制限)

第十五条 マーケットの用途に供する建築物で主要構造部が木造であるもの（耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）には、二階を設けてはならない。

(上階に設ける共同住宅等の禁止)

第十八条 共同住宅又は寄宿舎で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、主要構造部が令第百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー又は倉庫業を営む倉庫の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。

の各号によることができる。

一・二 略

5 略

(出入口及び非常口)

第十二条 興業場等の外側に設ける出入口（非常口を含む。）は、次の各号によらなければならない。

一 略

二 出入口の幅員の合計は、客席の床面積十平方メートルにつき、耐火建築物として
たときは、十七センチメートル以上、その他の建築物としたときは二十センチメートル以上とすること。

三〜五 略

2 略

(主要構造部が木造であるマーケット)

第十五条 主要構造部が木造（準耐火構造を除く。）であるマーケットには二階を設けてはならない。

(上階に設ける共同住宅等の禁止)

第十八条 共同住宅又は寄宿舎で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものは、主要構造部が令第百十五条の二の二第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造でない遊技場、ダンスホール、キャバレー又は倉庫業を営む倉庫の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第十九条 長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。
。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- 一 三戸建て以下で幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したものの
- 二 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないもの

(車庫等の構造)

第二十一条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その直下における車庫等の主要構造部を令第二百二十九条の二の三第一項第一号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外)

第二十二条の二 小学校又は興行場等（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は令第二百二十九条の二の二第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものについては、第八条及び第十二条（第一項第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

(長屋の出入口と道路との関係)

第十九条 長屋の各戸の出入口は、道路に面しなければならない。
。ただし、三戸建て以下で、幅員二メートル以上の敷地内の通路に面したもの又は耐火建築物若しくは準耐火建築物で各戸の界壁が令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造であり、かつ、敷地の周囲の状況により安全上及び衛生上支障がないものは、この限りでない。

(車庫等の構造)

第二十一条 車庫等の直上に二以上の階又は床面積が百平方メートルを超える直上階がある場合においては、その直下における車庫等の主要構造部を令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外)

第二十二条の二 小学校又は興行場等（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は令第二百二十九条の二の二第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものについては、第八条及び第十二条（第一項第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

(確認申請手数料等)

第二十三条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を県に納付しなければならない。

一 略

二 法第六条の三第一項又は第十八条第四項の規定による知事の構造計算適合性判定を求めようとする者 構造計算適合性判定申請手数料

三・四 略

(確認申請手数料の額)

第二十三条の四 略

2| 前項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第二に定める額を加えた額とする。

(確認申請手数料等)

第二十三条の三 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を県に納付しなければならない。

一 略

二 建築主事が法第六条第五項若しくは第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定(知事が行うものに限る。)を求めようとする場合における当該建築主事が置かれた市町村又は法第六条の二第三項の規定による構造計算適合性判定(知事が行うものに限る。)を求めようとする同条第一項の規定による指定を受けた者 構造計算適合性判定申請手数料

三・四 略

(確認申請手数料の額)

第二十三条の四 略

2| 前項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に同条第五項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、前項の確認申請手数料の額に、当該構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定める額を加えた額とする。この場合において、当該構造計算が複数あるときは、当該床面積の合計は、当該構造計算ごとに算定する。

3| 前二項の規定にかかわらず、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、確認申請手数料の額は、第一項又は前項の確認申請手数料の額に、当該昇降機一基について昇降機の種別に応じ別表第二に定める額を加えた額とする。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第二十三条の五 構造計算適合性判定申請手数料の額は、当該申請に係る構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定める額と

2 前項の規定にかかわらず、法第二十条第二項の規定の適用がある建築物に係る構造計算適合性判定申請手数料の額は、同項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされた当該建築物の部分ごとに前項の規定を適用して算定した場合における構造計算適合性判定申請手数料の額を合算した額とする。

(法第十八条第二項の規定による計画の通知等への準用)

第二十三条の八 略

2 第二十三条の三第三号、第二十三条の六及び別表第四の規定は、法第十八条第十六項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「完了検査申請手数料」とあるのは、「完了検査通知手数料」と読み替えるものとする。

3 第二十三条の三第四号、第二十三条の七及び別表第五の規定は、法第十八条第十九項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による工事を終えた旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「中間検査申請手数料」とあるのは、「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

(構造計算適合性判定申請手数料の額)

第二十三条の五 構造計算適合性判定申請手数料の額は、当該申請に係る構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分の床面積の合計に応じ別表第三に定める額から三千円を減じた額とする。この場合において、当該構造計算が複数あるときは、当該床面積の合計は、当該構造計算ごとに算定する。

(法第十八条第二項の規定による計画の通知等への準用)

第二十三条の八 略

2 第二十三条の三第三号、第二十三条の六及び別表第四の規定は、法第十八条第十四項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「完了検査申請手数料」とあるのは、「完了検査通知手数料」と読み替えるものとする。

3 第二十三条の三第四号、第二十三条の七及び別表第五の規定は、法第十八条第十七項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による工事を終えた旨の通知をしようとする者について準用する。この場合において、これらの規定中「中間検査申請手数料」とあるのは、「中間検査通知手数料」と読み替えるものとする。

山梨県建築基準法施行条例新旧対照表（第二一条関係） 【別表】

新		旧	
別表第三（第二十三条の五関係）		別表第三（第二十三条の四、第二十三条の五関係）	
床面積の合計	金額	金額	金額
	法第二十条第一項第一号イの構造計算が同号イに規定する方 法により適正に行われたものであるかどうかの判定をする場	法第二十条第一項第一号イ又は第三号イの構造計算が同項第一号イ又は第三号イに規定するプログラムにより適正に行わ	法第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方 法により適正に行われたものであるかどうかの判定をする場

(手数料の不還付)
 第二十三条の十一 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の不還付)
 第二十三条の十一 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に同条第五項の規定による構造計算適合性判定を要する構造計算に係る部分が含まれる場合であつて、当該構造計算適合性判定を行わなかつたときは、第二十三条の四第二項（第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定により第二十三条の四第一項（第二十三条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認申請手数料の額に加えることとされている額に相当する額を還付することができる。

別表第六（第二十三条の九関係）

事務	手数料の名称	金額
一 法第七条の六第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号（これらの規定を法第八十七条の	検査済証の交付を受ける前における建築物等の認定申請手数料	十二万円

五万平方メートルを超えるもの	一の構造計算につき 六十一万三千元	一の構造計算につき 三十三万九千元
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 三十三万七千元	一の構造計算につき 二十万三千元
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 二十五万六千元	一の構造計算につき 十六万二千元
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 二十二万四千元	一の構造計算につき 十四万八千元
千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 十七万円	一の構造計算につき 十二万千円
合		れたものであるかどうかの判定をする場合 合

別表第六（第二十三条の九関係）

事務	手数料の名称	金額
一 法第七条の六第一項第一号（ 法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第二十二項第一号（ 法第八十七条の	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	十二万円

五万平方メートルを超えるもの	一の構造計算につき 六十一万六千元	一の構造計算につき 二十四万二千元
一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 三十四万円	一の構造計算につき 二十万六千元
二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 二十五万九千元	一の構造計算につき 十六万五千元
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 二十二万七千元	一の構造計算につき 十五万千円
千平方メートル以内のもの	一の構造計算につき 十七万三千元	一の構造計算につき 十二万四千元
合		れたものであるかどうかの判定をする場合 合

二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査		
二〇四十六 略		
四十七 法第八十六条の八第三項の規定に基づく既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料	二万七千円
四十八 令第三百三十七条の十六第二号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査	移転の認定申請手数料	二万七千円
四十九〇五十二 略		

二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査		
二〇四十六 略		
四十七 法第八十六条の八第三項の規定に基づく既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画に関する特例の認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物に係る二以上の工事の全体計画の特例認定変更申請手数料	二万七千円
四十八〇五十一 略		